

情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究
Discussion Paper No.10

人口減少社会に向けた外国人労働者活用の試論
—外国人単純労働者受け入れをめぐる議論を阻む背景と要因—

松下 奈美子

2008.5.

一橋大学大学院社会学研究科・総合政策研究室

人口減少社会に向けた外国人労働者活用の試論 —外国人単純労働者受け入れをめぐる議論を阻む背景と要因—

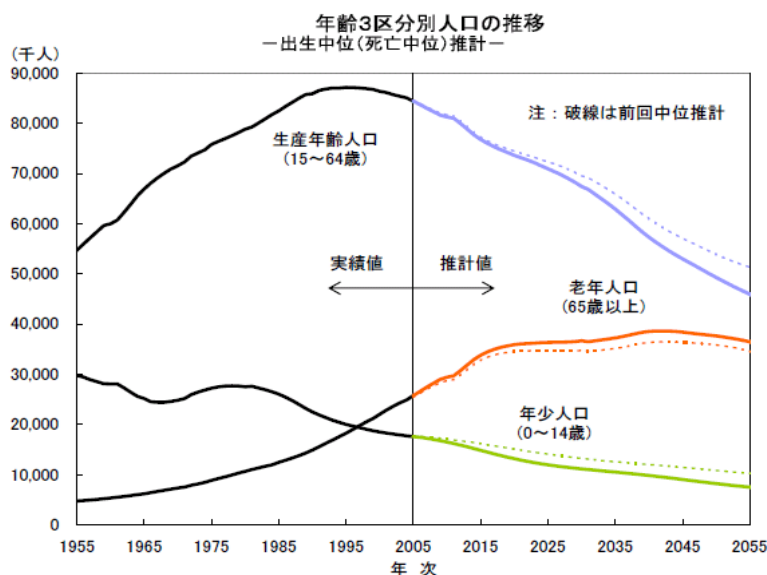
松下奈美子

1. はじめに

2008年現在、日本の人口はすでに減少に転じているが、今後50年間に予測される少子高齢化は先進諸国の中でも類をみないほどの速さで進行していくことが国立社会保障人口問題研究所の調査で明らかになっている。(図1参照) 少子高齢化とはすなわち、65歳以上の老年人口の増加と、0歳から14歳までの年少人口の減少であるが、日本においては生産年齢人口の急激な減少が大きな問題となる。図1からもわかるように、非生産人口の増加率以上に、生産年齢人口が2055年までに大幅に減少する。より具体的には、2008年には約8千万人の生産年齢人口は2025までに約7千万人へと1千万人減少し、2055年には約4千万人と現在の半分にまで減少するのである¹。

このまま少子高齢化が進めば労働力が大幅に減少するという見方がある一方で、総人口が減少するということは経済規模もそれに応じて縮小するため、深刻な労働力不足は生じないという見方もある。しかしいずれにせよ、将来的には総人口に占める労働人口の割合が現時点よりも減少することは疑いようのない事実である。

図1「2055年までの人口推計値」



(出所：国立社会保障人口問題研究所『日本の将来推計人口』2006年12月推計)

¹ 国立社会保障人口問題研究所の発表による。「(総人口年齢3区分別人口および年齢構造係数【出生中位推計値】)」それによると、2008年の生産年齢人口は82,334千人、2025年には70,960千人(出生低位推計の場合70,615千人)となり、2055年には45,951千人(出生低位推計の場合42,133千人)にまで減少すると推計している。

また、労働力不足は将来の問題であって、現状において労働力が十分であるかというところ決してそうではなく、いわゆる 3K と呼ばれるような日本人が就きたがらない職種では 20 年以上前から労働力不足が指摘され続けているのである。こうした職種の労働力需要に応じて来たのが、外国人労働者である。

外国人労働者の受け入れをめぐる議論はすでに何十年前からあるが、常に「専門的職種、高度人材は積極的に受け入れるが、単純労働者は受け入れない」² という方針から議論が始まり、結局その方針を確認することで議論が滞留し、そこから先には一步も進まないまま現在に至っている。

例えば、人口問題協議会会長の明石康氏は、2008 年 4 月 20 日付の日経新聞社の特集、漂流ニッポンのインタビューに対し、移民や外国人の受け入れについて次のように述べている³。

(外国人の受け入れは) 日本社会ではあまりにタブー視されており、そのために議論の発展が止まっている面がある。少子高齢化への対策として、少なくとも移民問題に真正面から向き合う時期が来ているのに、困ったものだ。日本人がやりたがらない仕事をやらせるのではなく、IT (情報技術) 分野の技術者のように、社会が必要としているにもかかわらず日本人だけでは足りない人材、専門知識を持った高度人材に限って入れてはどうか。

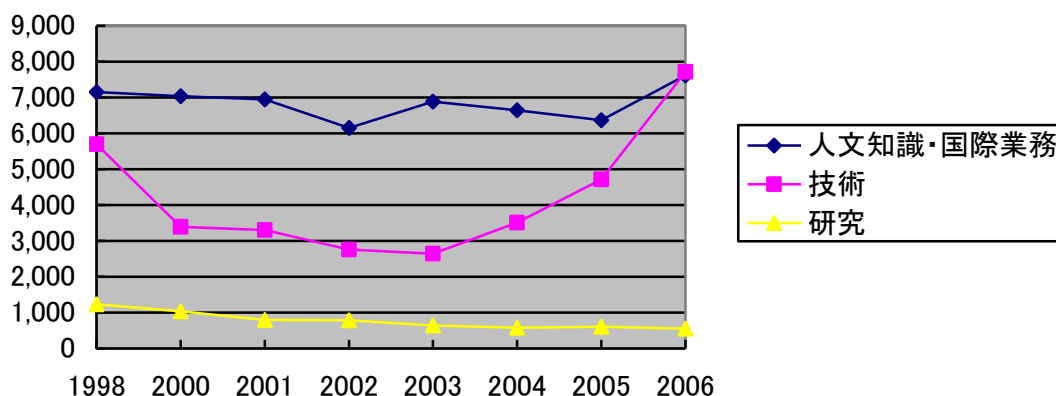
単純労働者も含め全面的な開放を主張する人もいるが、日本人は総じて外国人との共生に慣れていない。いきなり大量の移民を受け入れると、かえってアジアや中東出身者への偏見を高めかねない。外国人労働者の受け入れには当然ながらプラス、マイナス両面があり、プラス部分が意外と多いことを少しずつ国民に理解してもらうのが肝要だろう。

2008 年においても今後の方向性としては、あくまでも 20 年来の「高度人材に限ったの受け入れ」であり、日本人がやりたがらない仕事で、かつ社会が必要としているにもかかわらず日本人では足りない分野への言及はない。しかし、高度人材の受け入れの現実的な数字はおおよそ次のとおりである。

² 1988 年の「第 6 次雇用対策基本計画」の中で示された外国人の受け入れに関する我が国の基本姿勢。専門的・技術的分野の高度人材は積極的に受け入れるが、いわゆる単純労働者の受け入れは認めないとした。単純労働者の受け入れは認めないという姿勢は 1967 年の第 1 次雇用対策基本計画の時点から維持されている。

³ 日本経済新聞社 HP 漂流ニッポン「移民問題に向かい合う時期に」
<http://netplus.nikkei.co.jp/nikkei/news/drift/drift/dri080419.html>

図2「高度人材の入国者数推移」



(出所：法務省入国管理局 HP「在留資格別出入国者数」より作成)

入国管理局が高度人材受け入れの結果として個別に発表している、在留資格「人文知識・国際業務」および「技術」の在留資格による入国者数をみると、1998年の入国者数が7,150人であった「人文知識・国際業務」は2005年末で6,366人と、増加は見られず、むしろ減少している⁴。2006年の統計でようやく7,614人と、10年間で464人しか増えていない。積極的に受け入れるとしながらも増加傾向にあるとはいいがたい数字である。「技術」に関しては「人文知識・国際業務」と比較すると、増加傾向を示しているが、もっとも減少幅が大きい在留資格「研究」は1998年の時点で1,229人だったが、2006年には555人にまで減少している⁵。

こうした数字はどういうことを意味しているのか。高度人材を積極的に受け入れるとしてから約20年が経過し、現在の外国人受け入れ政策の基本姿勢である「第9次雇用対策基本計画」が策定された1999年以降も、我が国にとって来てほしい専門的・技術的分野の、いわゆる「好ましい外国人」と呼ばれる高度人材はこの20年間、日本に対して就労先としての大きな魅力を感じていないのではないかと、そして、結果的に日本に魅力を感じ、就労している多くの外国人は公式には受け入れを認めていない単純労働者、いわゆる「好ましくない外国人」であるということが言えるのではないだろうか。

本稿では、専門的技術的分野における外国人労働者受け入れを論じる前に必要な作業として、こういった要因が外国人労働者全般をめぐる議論の進展を妨げているのかを考察し、今後の外国人労働者受け入れの方向性について問い直すことを目的とする。

⁴ 就労を目的とした在留資格で高度人材とされるのは、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤であり、その中でも法務省は「技術」と「人文知識・国際業務」の二種類については在留資格の発行数を毎年公表している。

⁵ 法務省入国管理局 HP「平成18年における外国人入国者及び日本人出国者の概況について」
<http://www.moj.go.jp/PRESS/070518-1.pdf>

2. 「好ましくない外国人」としての不法外国人

わが国は単純労働者を受け入れようとしないうばかりか、そもそもなぜ単純労働者を「好ましくない外国人」と位置付けているのだろうか。法務省入国管理局は次のように述べている。

法務省入国管理局では、「ルールを守って国際化」を合い言葉に出入国管理行政を通じて日本と世界を結び、人々の国際的な交流の円滑化を図るとともに、我が国にとって好ましくない外国人を強制的に国外に退去させることにより、健全な日本社会の発展に寄与しています。

政府法令文書等で用いられる「好ましくない外国人」とはどのように定義されているのかをまず整理しておくことにする。

国際社会において、主権国家は外国人の出入国に際し、その条件を独自に決定する権限を国権として有している。自国にとって好ましくないと思われる要件を満たす外国人に関しては、上陸及び入国の拒否、そして強制的に国外追放を命じることも国際法で認められており、わが国では出入国管理制度として運用されている。この出入国管理制度の基本となる、出入国管理及び難民認定法（以下入管法）で定められている、入国、上陸拒否と出国命令、そして退去強制処分となる要件、すなわち「好ましくない外国人」とは入国管理法によると概ね次の通りである⁶。

表1 「入国管理法で定める入国拒否、退去強制要件」

入国及び上陸拒否事由
1. 有効な旅券を所持しない者
2. 感染症等に罹患し、保健衛生上我が国に上陸することが好ましくない者
3. 過去に刑罰法令に違反する等反社会的であり、我が国に上陸することが好ましくない者
4. 過去に我が国から退去強制処分を受け、上陸拒否期間内にある者
5. 国家公安秩序を乱す目的及び国家の利益を損なうような目的で入国しようとする者
退去強制事由
1. 入国管理法の規定に違反する者
1.1 入国あるいは上陸の手続きを正規に経ていない者
1.2 在留資格を取り消されたもの
1.3 在留資格以外の活動を行った者
1.4 在留期間を過ぎても本邦に滞在する者

⁶ 入国管理法第2章、第4章より作成

2. 反社会性・犯罪性が強いと認められる者
2.1 刑罰法令に違反し禁固刑以上に処せられた者
2.2 麻薬等の規制薬物に関わり有罪判決を受けた者
2.3 その他1年以上の懲役もしくは禁錮刑に処せられた者
2.4 売春又はその他売春に直接に関係がある業務に従事する者
2.5 不法入国及び出国を幫助した者
3. その他法務大臣が認めた者

これらの要件のいずれかに該当する外国人は、わが国にとって好ましくないとされているのであるが、ここに単純労働という要件は明示されていない。外国人による単純労働が好ましくないと一般的にされている理由は次の二点に要約されよう。

1. 身分に基づく資格以外での外国人による単純労働は不法行為である
2. 単純労働の外国人が増えることで外国人犯罪の増加や治安悪化につながる懸念

第一の理由について説明しよう。国内での活動に制限のない身分又は地位に基づく在留資格（永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者）を除けば、日本に在留する外国人には23種類にわたる活動に基づく在留資格が与えられている。この23種類の活動の中には単純労働分野による就労にかかわる活動は含まれていない。例外的な扱いとして、技能実習生の就労と留学生・就学生の一定限度内での就労については、単純労働分野のものであっても問題とされることがない。この例外を除けば、活動に基づく在留資格で入国した外国人が単純労働分野で就労した場合、資格外活動とみなされ、自動的に退去強制事由（表1.1.3）に該当する不法行為を行ったことになる。少なくとも入国管理法と照応した場合に、不法であることが好ましくないとされることに異論を挟む余地はないだろう。法治国家である以上、合法か、違法なのかという区別はあらゆる場面において、自国民であるか外国人であるかを問わず、人々の行動を規制するものであり、不法であることを好ましいとする法治国家は存在しない。

第二の理由として挙げられる、外国人単純労働者と外国人犯罪や治安悪化の関係についてである。外国人労働者の議論以前に、日本で外国人をテーマに議論をするとほぼ必ずと言っていいほど引き合いに出されるのが来日外国人の犯罪についてである。例えば、2005年の「外交フォーラム」は、“多文化共生社会の実現に向けて「外国人」が日本を変える”というテーマで特集を組んでいるが、その中で警察庁の捜査官が来日外国人犯罪の現状について報告し、取り締まりの厳格化の必要性と外国人犯罪の凶悪化の危険性について広く注意を喚起している⁷。

外国人犯罪の増大を専門的・技術的職種ではなく、単純労働分野では就労する外国人労働者

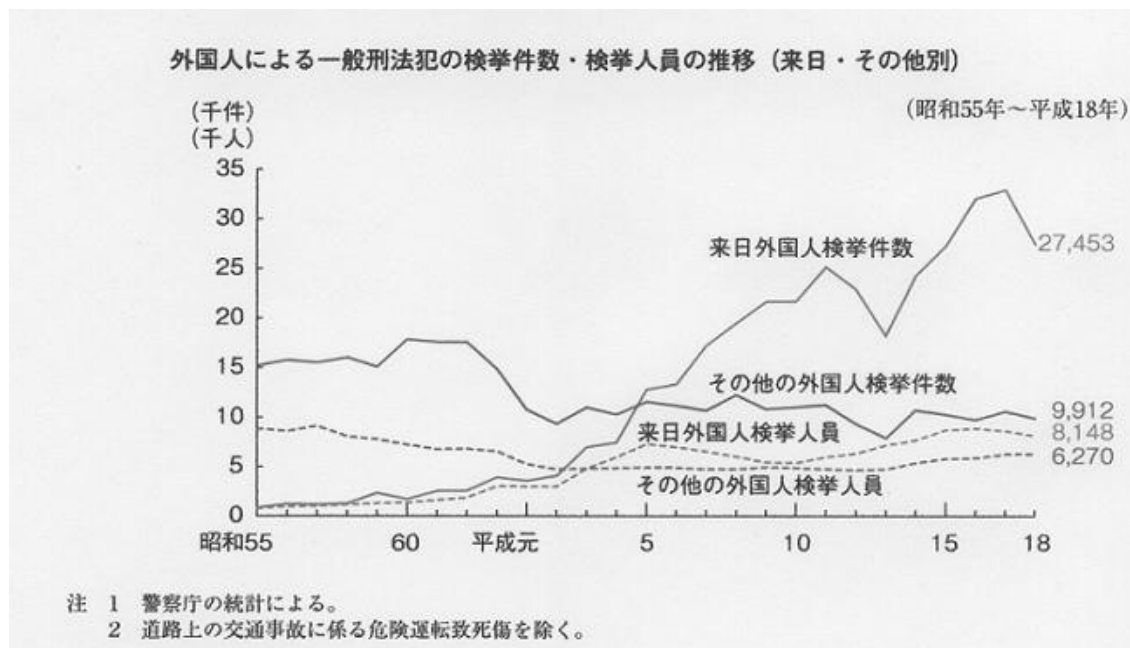
⁷ 瀧澤裕昭「来日外国人犯罪の現状と課題」『外交フォーラム』202号 pp.52-53.

働者と関連付けて論ずる言説がマスコミ等で目立っている背景には、単純労働分野で就労している外国人のうちの一定部分が資格外活動や超過滞在の形で入管法に違反しており、そうした違法性の延長線上に単純労働分野で就労する外国人の存在そのものを犯罪の温床として危険視する意識が介在していることが推測される。単純労働に従事する外国人のうちの一定部分が入管法に違反したステータスにあることは事実であるが、そのことから彼らの存在そのものが犯罪の温床という意味で好ましくない、と断定できるのかどうかについて考察する前に、法務省や警察庁発表、それに基づくマスコミ報道などで広く流布している、近年外国人犯罪が増加しているという言説について、次項では関係各省庁のデータをもとに簡単にではあるが見ておきたい。

3. 外国人による一般刑法犯と特別法犯

このグラフは法務省発表による平成 19 年度の犯罪白書の概要の中で示されている、外国人による犯罪検挙件数と検挙人員数のグラフである。

図 2 「外国人による一般刑法犯の検挙件数・検挙人員数の推移」



（出所：「平成 19 年版『犯罪白書』のあらまし」）

来日外国人の検挙件数は 2005 年の 33,037 件をピークに 2006 年は 27,453 件と減少している。近年外国人犯罪が急増しているという主張の根拠はこのグラフの来日外国人検挙件数に基づくものであると考えられる。

検挙件数は 27,453 件であるが、一般刑法犯の被疑者として検挙された来日外国人数に着目してみるとその実数は 8,148 人であり⁸、検察庁による最終処理人数になるとその数はさらに減少する。少なくとも検挙人員数は検挙数ほどの急激な増加傾向にはなく、2004 年まで微増傾向にあったことがわかる。また 2004 年の 8,898 人をピークに微減傾向にある。

このグラフに示されていないが、注目したい数字がある。それは、日本人を含む一般刑法犯検挙人数全体の中に占める外国人の割合は、2000 年 3.6%、2001 年 3.7%、2002 年から 2006 年までの 4 年間は一貫して 3.8%と、2000 年から 2006 年までほとんど変化がなく一定なのである⁹。この一定の比率は、外国人による一般刑法犯検挙人数の増加だけでなく日本人による一般刑法犯検挙人数も増加していることを意味する。

⁸ 一般刑法犯とは、刑法犯全体から交通関係業過を除いたものをいう。また、来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、永住者・特別永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者のことであり、これらの来日外国人以外を、その他の外国人としている。

⁹ 各年度の『犯罪白書』の一般刑法犯の動向分析による。

さらに、外国人による一般刑法犯件数の中で罪名の内訳をみていくと窃盗が最も多く、50%～55%で毎年推移している。他方、2006年の日本人を含む全ての一般刑法犯検挙件数に占める窃盗の構成比は55.2%である。同年の来日外国人一般刑法犯の検察庁最終処理人員数7,285人に占める窃盗の比率は53.4%であり、全一般刑法犯に占める窃盗の比率と同水準であることがわかる。また、窃盗に次いで多いのが傷害であり11.8%、以下、横領の6.1%、同じく文書偽造が6.1%と並んでいる。

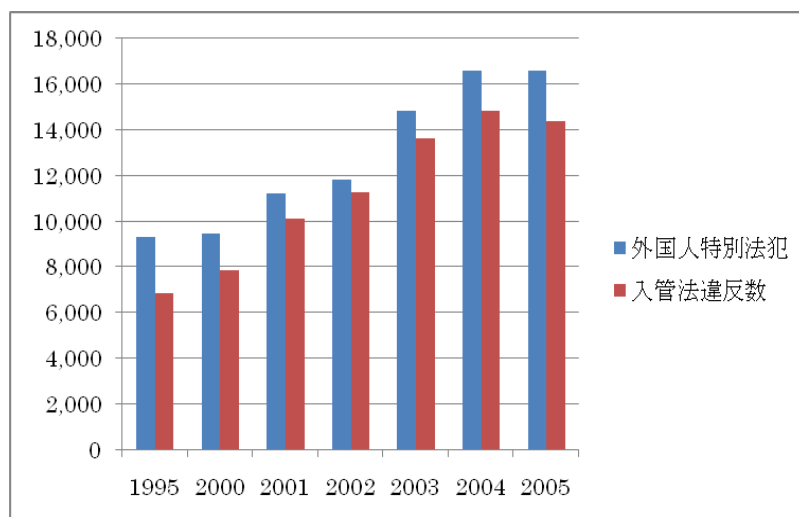
こうした比率はあまり報道されず、絶対数としての外国人犯罪の「量的な増加」と、住居侵入による強盗殺人といった「悪質化」が取り上げられ、注目される。

犯罪件数の絶対数の増加について、犯罪白書には出てこない数字がある。それは入国管理局による外国人入国者数の推移である。外国人の新規入国者数を見てみると、2000年の外国人入国者数は約520万人、2005年には745万人にまで増加しているのである¹⁰。

外国人入国者数そのものが5年間で43.2%も増加している一方で、外国人による一般刑法犯の比率には変化が見られないにもかかわらず、母数、すなわち社会の構成人数の増加に言及しないまま検挙件数の増加だけを抽出して、そこから外国人犯罪の急増、外国人による治安の悪化などを主張するのは偏向的であると言わざるを得ない。

外国人の入国管理法違反は特別法犯として把握されている¹¹。次のグラフは外国人特別法犯の検挙件数に占める入国管理法違反の割合である。外国人特別法犯全体のうち、前述した「資格外就労」や「超過滞在」といった入国管理法違反が圧倒的多数を占め、80%近くに上っている。

図3「外国人特別法犯検挙数に占める入管法違反者数」



(出所：各年度『犯罪白書』)

¹⁰ 2008年1月発表の速報値では2007年12月末時点での外国人入国者数は約915万人にまで増加している。法務省入国管理局HP「平成18年における外国人入国者及び日本人出国者の概況について」
<http://www.moj.go.jp/PRESS/070518-1.pdf>

¹¹ 特別法犯とは刑法犯以外の罪を指し、道路交通法違反、覚せい剤取締法違反、入国管理法違反などが該当する。

来日外国人による一般刑法犯と特別法犯を合わせたものが、いわゆる外国人犯罪として認識されることになるが、そのうちの大多数を占めるのが入国管理法違反である。入国管理法違反は、前項で述べた退去強制処分の要件の 1 に該当するが、要件 2 の反社会性・犯罪性が強い要件としては分類されていない。

退去強制処分の要件の 2 「反社会性・犯罪性が強いと認められる者」であるが、そもそもここで挙げられている 2-1 から 2-5 の要件に該当する者は国籍を問わず、概ねどのような社会においても好ましくない人物である。覚せい剤や麻薬の密売、あるいは国際的な犯罪組織に属する外国人による、“職業としての犯罪”と、例えば在留外国人による資格外就労を同じ違法行為であるからといって同列に論じることが適切とはいえないであろう。

来日外国人犯罪が増加しているという言説の根拠は、やはり入国管理法違反を犯罪件数としてカウントしていることが大きい。また 2004 年をピークにそれ以降のデータでは一般刑法犯、特別法犯ともに僅かながら減少に転じているので、2004 年までは増加していたというべきであろう。外国人犯罪をめぐる議論では、殺人や組織的窃盗団による特殊開閉機具を用いた住居侵入（ピッキング）や高級乗用車の窃盗、違法薬物の売買といった重犯罪からまず指摘されるが、こうした犯罪行為と、例えば在留期限が数日経過した超過滞在という不法行為が同じ 1 件の犯罪として計上されているのである。もちろん、件数としては同じ 1 件の不法行為であることには変わりはないが、日本では不法残留、不法滞在、不法就労といった行為を過度に犯罪視する傾向があるといえよう。

日本政府が単純労働分野での外国人受け入れを議論する際に必ず持ち出すのが、外国人による治安の悪化、不法外国人による犯罪の増加への懸念である。しかし、これまで見てきたように、外国人が増えると犯罪が増えて治安が悪化するというのは根拠の乏しい主張である。ここでは犯罪発生についての考察は省略するが、社会においてある犯罪の発生率が一定であれば、単純に構成人数の増減によって犯罪発生件数も増減する。社会の構成人数が増えれば犯罪発生件数もそれにもなって自然増につながる可能性はあり、それは外国人であることに起因する類のものではないのである。

ただ、低所得水準の社会的集団と高所得水準の社会的集団では犯罪発生率が違うこと、また経済的な困窮が犯罪の誘因となることも明らかである。政府が単純労働者受け入れと犯罪増加を持ち出す一因はこの辺りにあると考えられるが、外国人単純労働者の所得水準が低いため、彼らを受け入れる地域社会にとっては社会的コストと社会的リスクを同時に抱えることになるという一方的かつ否定的な見方には、疑問の念を抱かざるを得ない。外国人単純労働者といってもその就労形態はさまざまである。外国人単純労働者の所得水準を低いとする基準が日本人の平均所得水準なのか、それとも専門的・技術的分野の外国人労働者と比較してなのか、そして単純労働者自身がその所得水準を低いと自覚しているのか、あるいは明らかな経済的困窮状態にあるのか、外国人単純労働者と同程度の給与水準にある日本人労働者との犯罪発生率についての比較など、こういった点を明らかにしない限り、外国人労働者と犯罪に関する議論はただの推論でしかないといえよう。

4. 「不法」と「非正規」

これまで、外国人による犯罪、つまり不法行為についてみてきたが、外国人の問題に関しては、とりわけ外国人を支援する立場からは、「不法」という用語が、しばしば「非正規」という用語に置き換えられる。具体的には「不法就労」は「非正規就労」に、「不法滞在」は「非正規滞在」といった形で用いられている。その理由はまず、「不法」という用語がもつ反社会的なイメージが、不法状態にある外国人への偏見や権利侵害を助長しかねないということである。次に、不法の根拠が入国管理法違反という点においてのみであり、入国や滞在の仕方に形式的な違法行為があったとしても、具体的な被害者は発生しておらず、就労そのものは困難労苦を極め、日本の底辺産業の一翼を担っているという理由である場合が多い。また、これらの根拠をもとに議論を発展させることで、非正規滞在者への超法規的措置としての一斉合法化、アムネ스티の実施を求める声も多い。

たしかに、現状では入国管理法違反が他の重犯罪と同様に犯罪視されている部分は否めない。しかし、不法行為の成立の要件として、権利侵害の有無、つまり実質的な被害が生じているかどうかということは民法上の不法行為の成立要件、具体的には損害賠償について判断する際に重視される要件である。しかし、不法行為の成立要件には同時に違法性の有無が含まれているため、具体的な被害がなくとも違法性がある場合、その行為に違法性阻却事由がない限りは不法となるのである。

不法を「非正規」と置き換える場合、そのほとんどは「非正規就労」と「非正規滞在」の二語であり、例えば、偽造旅券による「不法入国」、あるいは旅券を持たずに上陸・入国する「密入国」を「非正規入国」と置き換えることは稀である。

この違いは何か。以前、ある外国人支援団体が法務省に対して一斉行動を行った際に、参加資格者は「超過滞在」及び「資格外就労」の外国人に限定し、偽造旅券での入国者には行動参加を見合わせるように呼びかけていたことがあった。これは、彼らの中でも「不法」と「非正規」の線引きがなされていることがうかがえる事例であるが、「非正規」と「不法」を使い分ける具体的かつ共通のルールが策定されているわけではない。筆者の観察によると、入国管理法にのみ抵触し、かつ、その違反が超過滞在あるいは資格外就労の場合には、違法性が低いという判断からか、「非正規」という語が用いられていることが多い。しかし、旅券の偽造といった公文書偽造など入国管理法以外の法律にも抵触している場合、つまり違法性が比較的高いと判断される場合に「非正規」という語は用いられていないと考えられる。

たしかに、違法性が低い犯罪の場合、刑罰法規の規定では犯罪の構成要件に該当する事案でも、その違法性が非常に軽微であることを理由に、罰するまでの違法性はないという議論はある¹²。しかし、こうした違法性の高低や有無はあくまでも個別の事案に対して、正

¹² 超法規的違法性阻却事由のひとつに可罰的違法性を欠く場合がある。政治的主張を記したビラを集合住宅のポストに投函した行為が住居侵入罪にあたるかどうかで争われた、立川反戦ビラ配布事件などが有名である。

式には裁判所の判例によって示されるものである。「非正規」という語を用いる人々は、長期間一生懸命日本で働いている外国人は「不法」ではなく「非正規」だと主張する。しかし、苦境の中熱心に日本で就労していることや他に違法行為がないことがすなわち入国管理法違反の違法性を阻却する事由になるわけではないのである。

そもそも身分又は地位に基づく在留資格を与えられている外国人を別とすれば、外国人による単純労働が公式には認められていないのであるから、単純労働分野で就労する限り不法にならざるをえないとは言える。また不法状態であることを理由に、本来付与されるべき権利を侵害されている外国人労働者が多数存在していることも事実である。しかし、不法であるということは最終的に本人に不利益がもたらされるのであり、在留資格の更新を失念していた、あるいは経済的事情から帰国できなかったなどの理由はやはり個別の自己都合と言わざるを得ない。彼らの行為が積極的不法行為ではないからとして「不法」を「非正規」と言い換えるだけでは状況は変わらない。「非正規」という語を用いるということは、当然ながらその行為の違法性が曖昧になり、法的な権利をめぐる法律的議論の際に焦点がずれる危険性がある。

外国人による違法性の低い不法行為を過度に犯罪視しないという日本人側の姿勢の必要性もさることながら、やはり外国人にも日本において決められたルールを守る姿勢が求められるのは当然のことであり、法の遵守ということを抜きにして、外国人問題を考えないわけにはいかないのである。

非正規滞在者への超法規的合法化措置を求めていくことも今後の外国人問題を考える上で一つの方法ではあるが、法制度の適正な運用や法による権利の付与および保護を求める上で、外国人自らも日本にとって好ましい存在であるべく行動することが強く求められるだろう。

5. 今後の外国人労働者受け入れに向けて

2 節から 4 節までの議論を通じて、日本が単純労働の分野で外国人労働者を受け入れることが好ましくないとされてきた 2 つの理由を取り上げて考察しつつ、単純労働分野で就労する外国人の法政策的な論点を整理してきた。次にこのテーマを経済政策上の観点から考察することにしよう。単純労働分野に外国人を受け入れないことについて、従来日本政府が主張してきた経済政策上の理由は、大別すると次の三点に要約できる。第一に国内労働者の就業機会の減少と労働市場の二重構造が生じる懸念である。これは特に底辺労働市場で日本人と外国人で就業機会の奪い合いになる可能性や、あるいは日本人が就業しがらない職場職種が外国人によって固定化されるということである。しかし、いわゆる 3K と呼ばれ、日本人が忌避する職種においては、すでに日本人労働者との競合という事態は想定しにくく、人手不足を外国人によって確保しているという状況が長年維持されている。また、現在外国人研修生・実習生を実質的な労働力として頼っている農業や水産業など、日本人就業者の減少と高齢化が著しい職種で今後新たに日本人若年就業者が大幅に増えることも考えにくい。

外国人労働者受け入れに対して否定的な立場からは、低賃金労働に支えられてかろうじて存続している底辺産業、あるいは深刻な労働力不足の産業が抱える産業政策的な諸問題、例えば、低賃金や長時間の重労働といった就労条件や就労環境などの労働者保護政策の諸問題を改善することが先決の課題であり、安易に外国人労働者を受け入れるべきではないという意見が根強い。もちろん就労条件や環境の改善は目指すべき課題であるが、職種によっては生産性の向上などでも補いきれない絶対的な労働力不足という現実があり、そうした現実を建前の議論が繰り返されている間により一層深刻になっていくのである。現実を直視せずに、空想的理想主義ともいえる議論にだけ時間を消費できる余裕はもはや現在の日本にはないのである。

第二の理由として挙げられるのは、送り出し国の人材（頭脳）流出や経済発展阻害を心配する声である。日本で働く単純労働者は日本では底辺労働と言われる職種に就業していても、母国では一定程度の教育を受けた層であることもこれまでの先行研究で多く指摘されている。しかし、母国では就業機会がそもそもない、あるいは母国で自分の学歴にあった職種で働くよりも海外で学歴とは無関係の職種で働くほうが高収入であるといった理由から、海外就労を希望する移住労働者は多い¹³。

しかし、日本が単純労働分野で外国人の受け入れを開放した場合、依然アジア諸国では労働力送出圧力が強いため、送り出し国を支える人材が多数来日することはその国の発展を阻害するかもしれないという懸念は、日本政府の言い訳に過ぎない。単純労働分野で就業しようとする来日外国人がその国の人材流出や発展阻害につながるかもしれないという

¹³ 頭脳流出の典型例としては、世界有数の人材送り出し国であるフィリピンでは、医師国家資格を取得した人がアメリカやカナダで看護師として働くことを選んだり、教師の資格を持つ人がシンガポールで運転手として働いたりしているということが報告されている。

のであれば、日本が積極的に受け入れたいとしている高度人材こそ、送り出し国にとってより一層重要度の高い人々の頭脳流出をもたらし、その経済発展をより一層深刻に阻害することにならないだろうか。それとも、高度人材を受け入れても日本がその国の発展を阻むことがない水準、“日本と同等かそれ以上”の国力水準の国からしか人材を受け入れないというつもりなのだろうか。高度人材は積極的に受け入れ、かつ、送り出し国の人材流出、頭脳流出は避けなければならないというのは、論理的に破たんしているというほかない。

第三に挙げられるのは、外国人労働者受け入れに際して発生する新たな社会的コストへの懸念である。外国人受け入れをめぐる議論では、いわゆる水際政策、つまり定住を目的とした移民として受け入れるのか、それとも帰国を前提とした一時滞在者として受け入れるのかということで意見が対立し、ここでも議論が滞留している。入国管理制度は非常に重要な問題であるから、十分な議論を尽くさなければならないが、入国の際の身分が移民なのか一時滞在者なのかという二者択一でなければならない理由はないだろう。

中部地域などではすでに日系ブラジル人などによる外国人集住地区が形成されていて、地域社会がどのような問題を抱え、どのような対策を講じてきたのかという前例がすでにある。生じるコストだけを考えるのではなく、生じるメリットと併せて議論すべきである。21世紀は多文化共生社会を目指すという耳触りのよいフレーズをよく目にするが、外国人労働者に限らず、旅行者にしる、高度人材にしる、人が社会の中で生きる以上、コストが全く発生しないということはある得ないのであり、外国人を受け入れることで生じるコストを最小限に抑制しつつ、得られるメリットを最大にする方策を議論するほうが建設的ではないだろうか。

6. 終りに

2008年7月にはインドネシアから経済連携協定の人材交流の一環として、看護師・介護士の受け入れが始まる。この看護介護分野での人材受け入れも、前述した日本国内の労働力との競合などさまざまな問題が指摘されてきたが、実際に受け入れてみてどのような事態が生じるのかをつぶさに注視していき、国別、資格別の人材受け入れから得られる知見を今後の外国人労働政策、とりわけ喫緊に労働力を必要としている分野にどのように応用できるのかを検討していく必要がある。本稿では実証的な考察が不十分であり、それらは今後の研究課題としたい。